

# 地域少子化対策重点推進交付金について

こどもまんなか  
こども家庭庁

## 地域少子化対策重点推進事業（補助率：3/4、2/3、1/2）

自治体が行う以下の事業を支援

### ライフデザイン・結婚支援 重点推進事業

補助率3/4

- ・自治体間連携を伴う取組
- 新**・若い世代の描くライフデザイン支援
- 新**・結婚支援事業者との官民連携型結婚支援
- ・AIを始めとするマッチングシステムの高度化・地域連携
- ・地域の結婚支援ボランティア・事業者等を活用した  
伴走型結婚支援の充実

補助率2/3

- ・上記以外の事業



### 結婚支援 コンシェルジュ事業

補助率3/4

都道府県に、結婚支援の専門的な知見を持つ者をコンシェルジュとして配置し、自治体の結婚支援を技術面・情報面から支援するとともに、国・自治体・地域の連携を強化



### 結婚、妊娠・出産、子育てに温かい 社会づくり・気運醸成事業

補助率2/3

- ・自治体間連携を伴う取組
- ・地域全体で結婚・子育てを応援する  
気運醸成
- ・育児休業取得と家事・育児分担の促進
- ・子育てと仕事の両立と多様な働き方の促進
- ・ICT活用、官民連携等による結婚支援等の  
更なる推進のための調査研究

補助率1/2

- ・上記以外の事業



## 結婚新生活支援事業（補助率：2/3、1/2）

自治体が行う結婚新生活支援事業（結婚に伴う新生活を経済的に支援（家賃、引越費用等を補助）する取組）を支援

【対象世帯】 夫婦ともに39歳以下かつ世帯所得500万円未満

【対象費用】 婚姻に伴う住宅取得費用、住宅リフォーム費用、住宅賃借費用、引越費用

【補助上限】 夫婦ともに29歳以下：60万円 夫婦ともに39歳以下（左記を除く）：30万円

- 都道府県主導型市町村連携コース（補助率：2/3）※左記以外は一般コース（補助率：1/2）

都道府県が主導し、管内市町村における取組の面的拡大を図りつつ、地域における切れ目ない結婚・子育て支援体制の構築を促進



## 重点メニュー②（補助率3/4） ～若い世代の描くライフデザイン支援～

将来の様々なライフイベントに対応できる知識・情報（結婚、子育て、ワーク・ライフ・バランス等）を習得するセミナーやワークショップを実施したり、乳幼児とふれあう体験や子育て世帯との意見交換などを通じて結婚・子育てに対する理解を深めたりすること等により、若い世代が希望を持ってライフデザインを描けるように支援する取組

### 取組例① ライフデザインセミナー

- 将来の様々なライフイベントに柔軟に対応できるよう、必要な知識・情報を総合的に習得する機会を提供
- 将来のライフデザインを希望を持って描くことができるよう、双方向の対話により自ら考えながらライフデザインを描くなどの要素を取り入れ、将来のライフイベントについて考える機会を提供
- 参加者によるワークショップや報告会を実施することで、多様なライフデザインに触れる機会を創出



### 取組例② 子育て家庭やこどもとのふれあい体験

- 乳幼児と直接ふれあう体験をすることにより、命の大切さや、乳幼児との関わり方等について学び、結婚・子育てに対する理解を深める【乳幼児ふれあい体験】
- 子育て世帯を訪問し、子育て・家事の体験や子育て世帯との意見交換等を行うことを通じて、結婚・子育てについて考える【子育て体験プログラム】



【主な対象経費】 講師や受入家庭への諸謝金、会場使用料、受入家庭の募集・マッチングに関する費用 等

## 重点メニュー③（補助率3/4） ～結婚支援事業者との官民連携型結婚支援～

結婚支援の専門的な知見を持つ民間の結婚支援事業者（結婚相談所、仲人、マッチングアプリ等）と自治体が連携することにより、相互の利点を活かして結婚を希望する若い世代のニーズを踏まえた結婚支援を推進する取組

### 取組例① 官民連携型プラットフォーム

○自治体の結婚支援センターと民間の結婚支援事業者の登録者が垣根を越えてマッチングできたり、官民間問わず交流イベント等に関する情報を提供するなど、官民連携型プラットフォームを構築



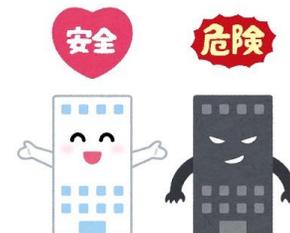
### 取組例② 結婚支援事業者の知見を活用した出会いに関する相談会

○結婚を希望する若い世代の恋愛や結婚に対する様々な悩みに対応するため、結婚支援事業者の知見を活用しながら、出会いをテーマとした恋愛・結婚相談会を開催



### 取組例③ 安全な結婚支援事業者の利用に関する取組

○例えば第三者機関の認証を受けている等により、安全が十分に確保されていることを確認した結婚支援事業者と連携し、その適切な利用方法の説明などにより利用希望者を支援



### 取組例④ マッチングアプリの適切な利用に関するセミナー

○結婚支援事業者から講師を招き、結婚を希望する若い世代や、結婚支援センターの職員・相談員を対象として、マッチングアプリを適切に利用するためのセミナーを開催



【主な対象経費】 プラットフォーム構築費、相談会開催費、講師諸謝金、会場使用料 等

# こども未来戦略「加速化プラン」について

こどもまんなか  
こども家庭庁

# こども未来戦略の検討経緯

## **令和5年1月6日：総理指示**

こども政策の強化について検討を加速するため、こども家庭庁の発足を待たず、小倉大臣の下で3つの基本的方向性に沿って検討を進め、3月末を目途にたたき台をとりまとめ

## **令和5年1月19日**

「こども政策の強化に関する関係府省会議」（座長：こども政策担当大臣）の設置

## **令和5年3月31日**

「こども・子育て政策の強化について（試案）」公表

## **令和5年4月1日：こども家庭庁発足、こども基本法施行**

## **令和5年4月7日**

「こども未来戦略会議」を設置（議長：総理大臣）

## **令和5年6月13日**

「こども未来戦略方針」のとりまとめ、閣議決定

3兆半ばの予算規模の「こども・子育て支援加速化プラン」及びそれを支える財源の骨格を提示

## **令和5年12月11日**

「こども未来戦略会議」にてこども未来戦略(案)を議論

## **令和5年12月22日**

「こども未来戦略会議」にてとりまとめ、閣議決定

「こども未来戦略方針」を具体化し、3.6兆円程度に及ぶ「こども・子育て支援加速化プラン」の内容及びそれを安定的に支える財源の具体的内訳と金額を提示

# こども未来戦略「加速化プラン」施策のポイント

## 1. 若い世代の所得向上に向けた取組

- ✓ 賃上げ（「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」の2つの好循環）
- ✓ 三位一体の労働市場改革（リ・スキリングによる能力向上支援、個々の企業の実態に応じた職務給の導入、成長分野への労働移動の円滑化）
- ✓ 非正規雇用労働者の雇用の安定と質の向上（同一労働同一賃金の徹底、希望する非正規雇用労働者の正規化）

### 児童手当の拡充

拡充後の初回の支給は2024年12月（2024年10月分から拡充）

- ✓ 所得制限を撤廃
- ✓ 高校生年代まで延長  
すべてのこどもの育ちを支える  
基礎的な経済支援としての位置づけを明確化
- ✓ 第3子以降は3万円

支給金額	3歳未満	3歳～高校生年代
第1子・第2子	月額1万5千円	月額1万円
第3子以降	月額3万円 <small>* 多子加算のカウント方法を見直し</small>	

→ 3人の子がいる家庭では、  
総額で最大400万円増の1100万円

### 妊娠・出産時からの支援強化

2022年度から実施中（2025年度から制度化）

#### ✓ 出産・子育て応援交付金

10万円相当の経済的支援

- ①妊娠届出時（5万円相当）
- ②出生届出時（5万円相当×こどもの数）

#### ✓ 伴走型相談支援

様々な不安・悩みに応え、ニーズに応じた支援につなげる

→ 妊娠時から出産・子育てまで一貫支援

### 出産等の経済的負担の軽減

2023年度から実施中

STEP 1 出産育児一時金の引き上げ

42万円 → 50万円に  
大幅引き上げ

「費用の見える化」・「環境整備」

STEP 2 出産費用の保険適用の検討

2026年度を目途に検討

### 子育て世帯への住宅支援

#### ✓ 公営住宅等への優先入居等

今後10年間で計30万戸 実施中

#### ✓ フラット35の金利引下げ

こどもの人数等に応じて最大1%（5年間）の引下げ  
※住宅の省エネ性能が高い場合は、6年目以降も金利引下げの対象となる場合あり  
2024年2月から実施

### 高等教育（大学等）

#### 大学等の高等教育費の負担軽減を拡充

✓ 給付型奨学金等を世帯年収約600万円までの多子世帯、理工農系に拡充  
2024年度から実施

✓ 多子世帯の学生等については授業料等を無償化  
2025年度から実施

✓ 貸与型奨学金の月々の返還額を減額できる制度の収入要件等を緩和  
2024年度から実施

✓ 修士段階の授業料後払い制度の導入  
2024年度から実施

## 2. 全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充

### 切れ目なくすべての子育て世帯を支援

#### ✓ 「こども誰でも通園制度」を創設

・月一定時間までの利用可能枠の中で、時間単位等で柔軟に通園が可能な仕組み

※2024年度から本格実施を見据えた試行的事業を実施（2023年度からの実施も可能）

※2025年度から制度化・2026年度から給付化し全国の自治体で実施

#### ✓ 保育所：量の拡大から質の向上へ

4・5歳児は2024年度から実施

1歳児は2025年度以降加速化プラン期間中の早期に実施

・76年ぶりの配置改善：（4・5歳児）30対1→25対1（1歳児）6対1→5対1

・民間給与動向等を踏まえた保育士等の更なる処遇改善 2023年度から実施

・「小1の壁」打破に向けた放課後児童クラブの質・量の拡充 2024年度から常勤職員配置の改善を実施

#### ✓ 多様な支援ニーズへの対応

・貧困、虐待防止、障害児・医療的ケア児等への支援強化 2023年度から順次実施

・児童扶養手当の拡充  
拡充後の初回の支給は2025年1月（2024年11月分から拡充）

・補装具費支援の所得制限の撤廃 2024年度から実施

## 3. 共働き・共育ての推進

### 育休を取りやすい職場に

男性の育休取得率目標 85%へ大幅引き上げ（2030年）

→ 男性育休を当たり前

※2022年度：17.13%

✓ 育児休業取得率の開示制度の拡充 2025年度から実施

✓ 中小企業に対する助成措置を大幅に強化

・業務を代替する周囲の社員への応援手当支給の助成拡充 2024年1月から実施

✓ 出生後の一定期間に男女で育休を取得することを促進する

ため給付率を手取り10割相当に 2025年度から実施

育児期を通じた柔軟な働き方の推進・多様な働き方と子育ての両立支援

✓ 子が3歳以降小学校就学前までの柔軟な働き方を  
実現するための措置 2025年10月から実施

・事業主が、テレワーク、時短勤務等の中から2以上措置

✓ 時短勤務時の新たな給付 2025年度から実施 → 利用しやすい柔軟な制度へ

✓ 国民年金第1号被保険者の育児期間に係る保険料免除措置 2026年10月から実施

# 加速化プランの実施スケジュール（2026年度までの主なもの）

2023年度

2024年度

2025年度

2026年度

4月

10月

1月2月

4月

10月 11月

4月

10月

若い世代の所得向上に向けた取組

出産・子育て応援交付金（10万円と伴走型相談支援）（R4補正予算で創設）

子ども・子育て支援法の新たな給付と児童福祉法の相談支援事業として実施

出産育児一時金の大幅な引上げ（42万円→50万円）

年収の壁・支援強化パッケージ

「フラット35」について、こどもの人数に応じて住宅ローン金利を引き下げる制度の開始

大学等の授業料等減免と給付型奨学金の対象を多子世帯や理工農系の学生等の中間層（世帯年収約600万円）に拡大

大学院修士段階における授業料後払い制度の導入

貸与型奨学金の減額返還制度について、利用可能な年収上限の引上げ等

児童手当の抜本的拡充

多子世帯の大学等の授業料等を所得制限なく一定額まで無償化

こども誰でも通園制度（試行的事業の実施）

子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業に位置付け  
子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として実施

保育士等の処遇改善（R5年補正予算で対応）

病児保育の基本分単価の引上げ

保育士等の職員配置基準の見直し（4・5歳児：30対1から25対1に改善、25年度～：1歳児：6対1から5対1に改善）

放課後児童クラブの常勤職員配置の改善

こどもの補装具費支給制度の所得制限の撤廃

児童扶養手当の所得限度額の引き上げや3人以上の多子世帯への手当額の拡充

産後ケア事業の計画的な提供体制の整備

（子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業に位置付け）

保育所等における継続的な経営情報の見える化

業務を代替する周囲の社員への応援手当支給の助成拡充

教育訓練給付の給付率等を含めた拡充

訓練期間中の生活を支えるための新たな給付や融資制度の創設

出生後休業支援給付（両親ともに育児休業を取得した場合、手取り10割相当給付）の創設

育児時短就業給付（時短勤務時賃金の10%）の創設

自営業・フリーランス等の国民年金第1号被保険者の育児期間に係る保険料免除措置を創設

全ての「子ども・子育て世帯」を対象とする支援の拡充

共働き・共育の推進